

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

一	法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号）（抄）	一
二	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年三月三十一日法律第十三号）	八
三	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年四月三十日法律第二十五号）（抄）	九
四	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年三月二十九日法律第四号）（抄）	十
五	地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年三月三十一日政令第三百三十三号）（抄）	十一
六	地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年四月三十日政令第五百五十四号）（抄）	十二
七	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年三月二十九日政令第八十九号）（抄）	十四

一 法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号）（抄）

（中間申告）

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものを除く。次条及び第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたもの以外のもの設立後最初の事業年度、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人に該当することとなつた場合のその該当することとなつた日の属する事業年度及び連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度を除く。第七十二条第一項において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（当該前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度のその普通法人に係る連結法人税個別帰属支払額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額としてその普通法人に帰せられる金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額をいう。次項第一号において同じ。）で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告）に掲げる金額に係るものを当該事業年度開始の日の前日の属する当該普通法人の連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額）

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 5 略

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 内国法人である普通法人(第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人を除く。)が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合に、その普通法人は、第七十一条第一項各号(中間申告)に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合(当該期間において生じた第四項に規定する災害損失金額がある場合を除く。)又は第二号に掲げる金額が第七十一条の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

- 一 当該所得の金額又は欠損金額
 - 二 当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる所得の金額につき前節(税額の計算)(第六十七条(特定同族会社の特別税率)、第六十八条第三項(所得税額の控除)及び第七十条(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)を除く。)の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額
 - 三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
- 255 略

(確定申告)

第七十四条 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- 二 前号に掲げる所得の金額につき前節(税額の計算)の規定を適用して計算した法人税の額
- 三 第六十八条及び第六十九条(所得税額等の控除)の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額
- 四 その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2・3 略

(退職年金等積立金に係る中間申告)

第八十八条 退職年金業務等を行なう内国法人は、その事業年度が六月をこえる場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過し

た日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である退職年金等積立金の額

二 前号に掲げる退職年金等積立金の額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(退職年金等積立金に係る確定申告)

第八十九条 退職年金業務等を行う内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の課税標準である退職年金等積立金の額

二 前号に掲げる退職年金等積立金の額につき第八十七条(退職年金等積立金に対する法人税の税率)の規定を適用して計算した法人税の額

三 その内国法人が当該事業年度につき第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告)の規定による申告書を提出すべき法人である場合には、前号に掲げる法人税の額から次条の規定により納付すべき法人税の額(当該申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額とする。)を控除した金額

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(中間申告)

第四百四十四条の三 恒久的施設を有する外国法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有する外国法人になった日の属する事業年度を除く。第四百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有する外国法人である普通法人が国税通則法第一百七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないので恒久的施設を有しないこととなる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第四百四十四条の六第一項第七号（確定申告）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2～5 略

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第四百四十四条の四 恒久的施設を有する外国法人である普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第四百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第四百四十四条の三第一項各号（中間申告）に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第五項第一号又は第二号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は第七号に掲げる金額が第四百四十四条の三の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一 当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二 当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉

泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

三 当該期間を一事業年度とみなして第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（税額の計算）（第四百四十四条）外国法人に係る所得税額の控除）（第六十八条第三項（所得税額の控除）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

四 当該期間を一事業年度とみなして第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（第四百四十四条）（第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

五 当該期間を一事業年度とみなして第四百四十四条において準用する第六十八条（第三項を除く。）の規定及び第四百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額

六 当該期間を一事業年度とみなして第四百四十四条において準用する第六十八条（第三項を除く。）の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額

七 第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額

八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

257 略

（確定申告）

第四百四十四条の六 恒久的施設を有する外国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内（当該外国法人が国税通則法第一百七十二条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないこととなる場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその有しないこととなる日とのうちいずれか早い日まで）に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約（第二条第十二号の十九ただし書（定義）に規定する条約をいう。次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

- 一 当該事業年度の課税標準である第四百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額
- 二 当該事業年度の課税標準である第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額
- 三 第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額
- 四 第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用して計算した法人税の額
- 五 第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第四百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- 六 第四百四十四条において準用する第六十八条の規定による控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- 七 第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額
- 八 第五号に掲げる金額で前号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- 九 第六号に掲げる金額で第七号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- 十 その外国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第七号に掲げる合計額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額
- 十一 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- 十二 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2・3 略

（申告及び納付）

第四百四十五条の五 前編第二章第三節（内国法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付）の規定は、外国法人の退職年金等積立金に対する法人税についての申告及び納付について準用する。この場合において、第八十八条第二号（退職年金等積立金に係る中間申告）中「前条」とあるのは「第四百四十五条の四（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）」と、第

八十九条第二号（退職年金等積立金に係る確定申告）中「第八十七条（退職年金等積立金に対する法人税の税率）」とあるのは「第四百四十五条の四（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）」と読み替えるものとする。

二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年三月三十一日法律第十三号）（抄）

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止）

第九条 地方法人特別税等に関する暫定措置法は、廃止する。

附則

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置）

第三十一条 略

2 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別税（以下この条において「旧地方法人特別税」という。）については、廃止前暫定措置法第三章及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法第十四条第一項中「前条」とあるのは「平成三十二年一月までに前条」と、同項ただし書中「当該還付金等」とあるのは「平成三十一年十二月までに当該還付金等を還付することとした場合において、当該還付金等」と、「場合にあつては」とあるのは「ときは」と、「月の翌月以後」とあるのは「還付金等を還付することとした日の属する月の翌月以後平成三十二年一月まで」とする。

三 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年四月三十日法律第二十五号）（抄）

（賦課徴収）

第十条 地方法人特別税の賦課徴収は、第八条及び第十六条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、地方税法第十七条の六第一項第一号の規定に基づき更正又は決定をすることができる期間については、地方法人特別税及び法人の事業税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同号の規定を適用するものとする。

四 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年三月二十九日法律第四号）（抄）

（賦課徴収）

第八条 特別法人事業税の賦課徴収は、第六条及び第十四条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、地方税法第十七条の六第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により更正又は決定をすることができる期間については、特別法人事業税及び法人の事業税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同項の規定を適用するものとする。

五 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年三月三十一日政令第三百三十三号）（抄）

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止）

第九条 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）は、廃止する。

附 則

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に伴う経過措置）

第十六条 附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税については、第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の規定は、なおその効力を有する。

六 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年四月三十日政令第百五十四号）（抄）

（委託納付をするのに適することとなった時）

第七条 法第十六条第四項に規定する政令で定める時は、地方税等の地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限（次の各号に掲げる地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は地方法人特別税に係る延滞金については、その徴収の基因となった地方税又は地方法人特別税に係る当該各号に定める時とする。）と還付金等（法第十六条第一項各号に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となった還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一 地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限後にその納付すべき税額が確定した地方税（当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含まないものとする。次号から第四号までにおいて同じ。）又は地方法人特別税（当該地方法人特別税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含まないものとする。第三号及び第四号において同じ。）その納付の告知書を発した時（申告により税額が確定されたものについては、その申告があった時とする。）

二 納期を分けている地方税 地方税法又はこれに基づく条例の規定による納期限

三 地方税法第十三条の二第三項の規定により告知がされた地方税又は地方法人特別税 その告知により指定された納期限

四 地方税法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は同法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税又は地方法人特別税 その徴収の猶予の期限

五 督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 その納付の告知書を発した時

六 滞納処分費 その確定した時

七 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき地方税等 その告知に関する文書を発した時

七 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年三月二十九日政令第八十九号）
（抄）

（委託納付をするのに適することとなった時）

第七条 法第十四条第四項に規定する政令で定める時は、未納地方税等（同条第一項第二号に規定する未納特別法人事業税等又は同条第二項に規定する納付すべきこととなっているその他の地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。）の地方税法第十条の四第一項に規定する法定納期限（次の各号に掲げる未納地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は特別法人事業税に係る延滞金については、その徴収の基因となった地方税又は特別法人事業税に係る当該各号に定める時とする。）と法第十四条第一項各号に該当する還付金又は過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となった同項各号に該当する還付金又は過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一 地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限後にその納付すべき税額が確定した地方税又は特別法人事業税 その納付の告知書を発した時（申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた時）

二 納期を分けている地方税 地方税法又はこれに基づく条例の規定による納期限

三 地方税法第十三条の二第三項（法第八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告知がされた地方税又は特別法人事業税 その告知により指定された納期限

四 地方税法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、法第八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は同法第五十五条の二第一項若しくは第五十五条の四第一項、同法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項若しくは第七十二条の三十九の四第一項（法第八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）、同法第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の十一の二第一項若しくは第三百二十一条の十一の三第一項、同法第六百一条第三項若しくは第六百一条第四項（これらの規定を同法第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税又は特別法人事業税
その徴収の猶予の期限

- 五 督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 その納付の告知書を発した時
- 六 滞納処分費 その確定した時
- 七 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき未納地方税等 その告知に関する文書を発した時